

【記入例（27頁（１））】定年が65歳の例
<定年年齢到達者が10名（うち女性5名）いる場合>

高年齢者雇用状況等報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿
令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)
③住所
〔法人にあっては主たる事業所の所在地〕

かぶしきがいしゃ こうせい
株式会社 厚生
〒(111-1111)
東京都〇〇区△△〇-〇
電話番号 99 (5253) 1111

②(ふりがな) 代表者氏名
(法人の場合)
こうせい たろう
厚生 太郎

④法人番号

9999999999999999

事業の種類の⑤産業分類番号

50

事業の具体的な内容
(〇〇〇〇〇〇)

⑥労働組合の有無
☒あり ☐なし

⑦雇用保険適用事業所番号

99999-99999999-9

⑧定年

☐イ 定年なし
☒ロ 定年あり(定年年齢 65 歳)

⑨定年の改定予定等

☐イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳)
☐ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止)
☐ハ 改定又は廃止を検討中
☒ニ 改定・廃止予定なし

⑩継続雇用制度

☐イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
→a 継続雇用先
(i) 65歳以下(□(イ) 自社 □(ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) □(ハ) 関連会社等)
(ii) 65歳超 (□(イ) 自社 □(ロ) 子会社等 □(ハ) 関連会社等 □(ニ) その他の会社)
→b 対象
→□(イ) 希望者全員を対象 (歳まで雇用
更に基準に該当する者を 歳まで雇用
(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入
→□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用
(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
☒ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)

⑪継続雇用制度の導入・改定予定

☐イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで雇用)
→内容 (□ (イ) 経過措置の基準の廃止 □ (ロ) 新規導入 □ (ハ) 上限年齢の引上げ □ (ニ) その他)
☐ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中
☒ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし

⑫創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)

☐イ 創業支援等措置を実施している
→a 実施している措置 (□(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業)
→b 過半数労働組合等の同意 (□(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない)
→c 対象
→□(イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援
更に基準に該当する者について 歳まで就業支援
・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ))
→□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援
・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ))
☒ロ 創業支援等措置を実施していない (運用により創業支援等を実施する場合を含む)

⑬創業支援等措置の導入・改定予定

☐イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで就業支援)
→内容 (□(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他)
☐ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている (過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む)
☐ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑭65歳を超えて働ける制度等 (⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。) の状況

☐イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている
→ (□(イ) 該当する者を 歳まで雇用 □(ロ) 上限年齢を規定していない)
☒ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない
→ (□(イ) 導入予定あり □(ロ) 検討中 □(ハ) 65歳を超えて雇用する慣行がある ☒ (ニ) 予定なし)

⑮常用労働者数 (うち女性)

総数

～44歳 45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65～69歳 70歳～

300人 (150人) 250人 (125人) 10人 (5人) 10人 (5人) 10人 (5人) 10人 (5人) 6人 (3人) 4人 (2人)

⑯過去1年間の離職者の状況 (うち女性)

解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2人 (うち女性 1人)
うち求職活動支援書を作成した対象者数 2人 (うち女性 1人)

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)

(a) 定年年齢到達者の総数 (b) + (c) + (e) (b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者等) (c) 継続雇用者数 (d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 (e) 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者) (f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等

10人 (5人) 10人 (5人) 0人 (0人) 0人 (0人) 0人 (0人) 0人 (0人)

⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)

(a) 定年年齢到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g) (b) 定年退職者数等 (継続雇用を希望しない者等) (c) 継続雇用者数 (継続雇用の更新を含む。) (d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 (e) うちその他の会社での継続雇用者数 (f) 定年退職者数等 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等) (g) 業務委託契約締結制度を利用する者 (h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者 (i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数

(人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)

⑲経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況 (平成24年改正法の経過措置関係) (うち女性)

(イ) 基準に適用できる年齢に到達した者の総数等 (継続雇用の更新を希望しない者) (c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数 (d) 継続雇用終了者数等 (基準に該当しない者)

(人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)

⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況 (うち女性)

(イ) 基準に適用できる年齢に到達した者の総数 (b) 継続雇用等終了者数等 (制度の適用を希望しない者) (c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数 (d) 継続雇用等終了者数等 (基準に該当しない者)

(人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)

高年齢者雇用等推進者

役職 総務部長

氏名 労働 次郎

記入担当者 所属及び役職 総務部総務第一係長

氏名 労働 花子

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑩・⑫・⑬・⑭欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑩欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑬・⑭欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください (⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑩欄は記入しないでください。) 。

<記入上の注意点>
イ ⑰欄(a), (b)に、定年年齢到達者数を計上してください ((a) = (b) となります) 。

【記入例 (27頁 (2))】 定年60歳、希望者全員を65歳まで継続雇用の例 <定年年齢到達者が2名 (うち女性1名)、希望者全員継続雇用の上限年齢到達による退職者が2名 (うち女性1名) いる場合>																			
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。 厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日																			
事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)		かぶしきがいしゃ こうせい							②(ふりがな)		こうせい たろう							
	株式会社 厚生									代表者氏名 (法人の場合)		厚生 太郎							
	③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)		〒(111-1111)									東京都〇〇区△△〇-〇 電話番号 99 (5253) 1111							
事業主	④法人番号		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	事業の種類	⑤産業分類番号	5	0	事業の具体的内容 (〇〇〇〇〇〇)		⑥労働組合の有無	☒ イ あり ☐ ロ なし	⑦雇用保険適用事業所番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
定年制の状況	⑧定年		☐ イ 定年なし ☒ ロ 定年あり (定年年齢 60 歳)																
	⑨定年の改定予定等		☐ イ 改定予定あり (令和 年 月より 歳) ☐ ロ 廃止予定あり (令和 年 月に廃止) ☐ ハ 改定又は廃止を検討中 ☒ ニ 改定・廃止予定なし																
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度		☒ イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (i) 65歳以下 (☒ イ) 自社 ☐ ロ 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) ☐ ハ 関連会社等) (ii) 65歳超 (☐ イ) 自社 ☐ ロ 子会社等 ☐ ハ 関連会社等 ☐ ニ その他の会社) →b 対象 → ☒ イ 希望者全員を対象 (65 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入 →□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) ☐ ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)																
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定		☐ イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで雇用) →内容 (□(イ) 経過措置の基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他) ☐ ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ☒ ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし																
	⑫創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)		☐ イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置 (□(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) →b 過半数労働組合等の同意 (□(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない) →c 対象 →□(イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)) →□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援 ・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)) ☒ ロ 創業支援等措置を実施していない (運用により創業支援等を実施する場合を含む)																
⑬創業支援等措置の導入・改定予定		☐ イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで就業支援) →内容 (□(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他) ☐ ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている (過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) ☐ ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし																	

⑭65歳を超えて働ける制度等 (⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。) の状況	☐ イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている → (□(イ) 該当する者を 歳まで雇用 □(ロ) 上限年齢を規定していない) ☒ ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → (□(イ) 導入予定あり □(ロ) 検討中 □(ハ) 65歳を超えて雇用する慣行がある ☒ ニ 予定なし)								
⑮常用労働者数 (うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	300人 (150人)	250人 (125人)	10人 (5人)	10人 (5人)	10人 (5人)	10人 (5人)	6人 (3人)	4人 (2人)	
⑯過去1年間の離職者の状況 (うち女性)	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2人 (うち女性 1人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 2人 (うち女性 1人)								
⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)	(a) 定年年齢到達者の総数 (b) + (c) + (e)	(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等			
	2人 (1人)	2人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	2人 (1人)			
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)	(a) 定年年齢到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g)	(b) 定年退職者数等 (継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数 (継続雇用の更新を含む。)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等)	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
⑲経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況 (平成24年改正法の経過措置関係) (うち女性)	(イ) 基準に適用できる年齢に到達した者の総数等 (継続雇用の更新を希望しない者)		(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d) 継続雇用終了者数等 (基準に該当しない者)					
	(人)		(人)	(人)					
⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況 (うち女性)	(イ) 基準に適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用等終了者数等 (制度の適用を希望しない者)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d) 継続雇用等終了者数等 (基準に該当しない者)					
	(人)	(人)	(人)	(人)					
高年齢者雇用等推進者	役職	総務部長	氏名	労働 次郎	記入担当者	所属及び役職 総務部総務第一係長		氏名	労働 花子

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならぬこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑩・⑫・⑬・⑭欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑬・⑭欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください (⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。)。

<記入上の注意点>
イ ⑭欄(イ)に、定年年齢到達者数を計上してください。
ロ イの内訳を、(b), (c), (e) に計上してください ((a) = (b) + (c) + (e) となります。)。
ハ ⑭欄(フ)に、希望者全員継続雇用の上限年齢到達者数を計上してください。

【記入例（28頁（１））】定年が70歳の例
＜定年年齢到達者が10名（うち女性5名）いる場合＞

高年齢者雇用状況等報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿
令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)
③住所
〔法人にあっては主たる事業所の所在地〕

かぶしきがいしゃ こうせい
株式会社 厚生
〒(111-1111)
東京都〇〇区△△〇-〇
電話番号 99 (5253) 1111

②(ふりがな) 代表者氏名
(法人の場合)
こうせい たろう
厚生 太郎

④法人番号

9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

⑤産業分類番号

5 0

事業の具体的内容
(〇〇〇〇〇〇)

⑥労働組合の有無
☒あり ☐なし

⑦雇用保険適用事業所番号

9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9 - 9

⑧定年

☐イ 定年なし
☒ロ 定年あり（定年年齢 70 歳）

⑨定年の改定予定等

☐イ 改定予定あり（令和 年 月より 歳）
☐ロ 廃止予定あり（令和 年 月に廃止）
☐ハ 改定又は廃止を検討中
☒ニ 改定・廃止予定なし

⑩継続雇用制度

☐イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
→a 継続雇用先
(i) 65歳以下(□(イ) 自社 □(ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) □(ハ) 関連会社等)
(ii) 65歳超 (□(イ) 自社 □(ロ) 子会社等 □(ハ) 関連会社等 □(ニ) その他の会社)
→b 対象
→□(イ) 希望者全員を対象 (歳まで雇用
更に基準に該当する者を 歳まで雇用
(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入
→□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用
(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
☒ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)

⑪継続雇用制度の導入・改定予定

☐イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで雇用)
→内容 (□(イ) 経過措置の基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他)
☐ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中
☒ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし

⑫創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)

☐イ 創業支援等措置を実施している
→a 実施している措置 (□(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業)
→b 過半数労働組合等の同意 (□(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない)
→c 対象
→□(イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援
更に基準に該当する者について 歳まで就業支援
・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
→□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援
・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
☒ロ 創業支援等措置を実施していない (運用により創業支援等を実施する場合を含む)

⑬創業支援等措置の導入・改定予定

☐イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで就業支援)
→内容 (□(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他)
☐ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている (過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む)
☐ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑭65歳を超えて働ける制度等 (⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。) の状況

☐イ 会社が必要と認める者等が65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定める
☐ロ 雇用 □(ロ) 上限年齢を規定していない
☐ハ いない
→ (イ) 65歳を超えて雇用する慣行がある □(ニ) 予定なし

⑮常用労働者数 (うち女性)

総 数

～44歳 45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65～69歳 70歳～

300人 (150人) 250人 (125人) 10人 (5人) 10人 (5人) 10人 (5人) 10人 (5人) 6人 (3人) 4人 (2人)

⑯過去1年間の離職者の状況 (うち女性)

解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2人 (うち女性 1人)
うち求職活動支援書を作成した対象者数 2人 (うち女性 1人)

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)

(a) 定年年齢到達者の総数 (b) + (c) + (e)

(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者等)

(c) 継続雇用者数

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数

(e) 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)

(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等

(人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)

⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)

(a) 定年年齢到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g) + (h)

(b) 定年退職者数等 (継続雇用を希望しない者等)

(c) 継続雇用者数 (継続雇用の更新を含む。)

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数

(e) うちその他の会社での継続雇用者数

(f) 定年退職者数等 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等)

(g) 業務委託契約締結制度を利用する者

(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者

(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数

(10人 (5人)) (10人 (5人)) (0人 (0人)) (0人 (0人)) (0人 (0人)) (0人 (0人)) (0人 (0人)) (0人 (0人)) (10人 (5人))

⑲経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況 (平成24年改正法の経過措置関係) (うち女性)

(a) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数

(b) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数

(d) 継続雇用終了者数等 (基準に該当しない者)

(人) (人) (人) (人)

⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況 (うち女性)

(a) 基準に適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)

(b) 継続雇用等終了者数等 (制度の適用を希望しない者)

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数

(d) 継続雇用等終了者数等 (基準に該当しない者)

(人) (人) (人) (人)

高年齢者雇用等推進者

役職 総務部長

氏名 労働 次郎

記入担当者 総務部総務第一係長

所属及び役職 氏名 労働 花子

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年7月15日）

(注) ⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑩欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください（⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑩欄は記入しないでください。）。

＜⑱欄の記入上の注意点＞

イ (a), (b) に、定年年齢到達者数を計上してください。

ロ (i) に、定年年齢到達者数を計上してください ((a) = (b) = (i) となります。)。

【記入例（28頁（2））】 定年65歳、希望者全員を70歳まで継続雇用、基準該当者を75歳までの継続雇用の例
 <定年退職者数等6名（うち女性3名）のうち、定年退職者が2名（うち女性1名）、希望者全員継続雇用制度
 制度の上限年齢到達による退職者が2名（うち女性1名）、基準該当者継続雇用制度の上限年齢到達による退職
 者が2名（うち女性1名）いる場合>

厚生労働大臣 殿		令和 年 月 日															
事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	かぶしがいしゃ こうせい						②(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)	こうせい たろう								
		株式会社 厚生							厚生 太郎								
	③住所 [法人にあっては主たる事業所の所在地]	〒(111-1111) 東京都〇〇区△△□-□							電話番号 99 (5253) 1111								
	④法人番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
事業の概要	⑤産業分類番号	5	0	事業の具体的な内容 ()	⑥労働組合の有無	☒ イ あり ☐ ロ なし	⑦雇用保険適用事業所番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
定年制の状況	⑧定年	☒ イ 定年なし ☒ ロ 定年あり(定年年齢 <u>65</u> 歳)															
	⑨定年の改定予定等	☐ イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) ☐ ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) ☐ ハ 改定又は廃止を検討中 ☒ ニ 改定・廃止予定なし															
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度	☒ イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (i) 65歳以下(□イ) 自社 □(ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) □(ハ) 関連会社等 (ii) 65歳超 (☒ イ) 自社 □(ロ) 子会社等 □(ハ) 関連会社等 □(ニ) その他の会社 →b 対象 → ☒ イ 希望者全員を対象 (<u>70</u> 歳まで雇用 更に基準に該当する者を <u>75</u> 歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下) の根拠 □(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準 (65歳超) の根拠 (☒ a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入 →□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下) の根拠 □(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準 (65歳超) の根拠 □(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) ☐ ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)															
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定	☐ イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) →内容 □(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他 ☐ ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ☒ ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし															
⑫創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	☐ イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置 □(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 →b 過半数労働組合等の同意 □(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない →c 対象 →□(イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 □(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) →□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援 ・基準の根拠 □(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) ☒ ロ 創業支援等措置を実施していない(運用により創業支援等を実施する場合を含む)																
⑬創業支援等措置の導入・改定予定	☐ イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) →内容 □(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他 ☐ ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) ☐ ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし																

①65歳を超えて働ける制度等（⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。）の状況		☐ イ 本人 ☒ ロ 家族等 ☐ ハ その他										70歳までの希望者全員継続雇用を導入しているため、⑭欄の記入は必要ありません。 ※上限年齢を規定していない）									
⑤常用労働者数（うち女性）		総 数		～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳		65～69歳		70歳～					
		300人 (150人)		250人 (125人)		10人 (5人)		10人 (5人)		10人 (5人)		10人 (5人)		6人 (3人)		4人 (2人)					
⑥過去1年間の離職者の状況（うち女性）		解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 <u>2</u> 人（うち女性 <u>1</u> 人） うち求職活動支援書を作成した対象者数 <u>2</u> 人（うち女性 <u>1</u> 人）																			
⑦65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)		(a) 定年到達者の総数 (b)+(c)+(e)		(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)		(c) 継続雇用者数		(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数		(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)		(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等									
		() 人		() 人		() 人		() 人		() 人		() 人									
⑧65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)		(a) 定年到達者等の総数 (b)+(c)+(f)+(g)+(h)		(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等を含む。)		(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む。)		(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数		(e) うちその他の会社での継続雇用者数		(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等)		(g) 業務委託契約締結を利用する者		(h) 社会貢献事業への従事制利用する者		(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数			
		6人 (3人)		5人 (3人)		0人 (0人)		0人 (0人)		0人 (0人)		1人 (0人)		0人 (0人)		0人 (0人)		2人 (1人)			
⑨経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係） (うち女性)		(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b)+(c)+(d)		(b) 継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)						(c) 基準の適用が終了した者の総数											
		() 人		() 人						() 人											
⑩65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況 (うち女性)		(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b)+(c)+(d)		(b) 継続雇用等終了者数等(制度の利用を希望しない者)						(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数				(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)							
		2人 (1人)		() 人						0人 (0人)				1人 (0人)							
高年齢者雇用等推進者		役職 総務部長		氏名 労働 次郎		記入担当者		所属及び役職 総務部総務第一係長		氏名 労働 花子											

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならぬこととされています。（提出期限毎年7月15日）

(注) ⑧・⑩・⑫・⑬・⑭欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑮欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑬・⑭欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください（⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑮欄は記入しないでください。）。

＜記入上の注意点＞

イ ⑬欄(a)に、定年年齢到達者、希望者全員継続雇用の上限年齢到達者及び基準該当者継続雇用の上限年齢到達者の合計数を計上してください。

ロ イの内訳を、(b), (c), (f)に計上してください。

※ 基準該当者継続雇用の上限年齢到達者について

上記イのとおり、該当者は⑩欄(a)及び(b)に計上してください。また、⑩欄(i)に、基準該当者継続雇用の上限年齢到達者数を計上してください。

【記入例（28頁（2））】定年65歳、希望者全員を70歳まで継続雇用、基準該当者を75歳までの継続雇用の例
＜定年退職者数等6名（うち女性3名）のうち、定年退職者が2名（うち女性1名）、希望者全員継続雇用制度
の上限年齢到達による退職者が2名（うち女性1名）、基準該当者継続雇用制度の上限年齢到達による退職
者が2名（うち女性1名）かつ、希望者全員継続雇用制度により継続雇用された者が1名（うち女性0名）及
び基準該当者継続雇用制度により継続雇用された者が1名（うち女性1名）いる場合＞

①(ふりがな) 名称(法人の場合)又は氏名(個人事業の場合)

③住所
〔法人にあっては主たる事業所の所在地〕

④法人番号

がぶしきがいしゃ こうせい

株式会社 厚生

〒(111-1111)

東京都〇〇区△△□-□

99 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

②(ふりがな) 代表者氏名(法人の場合)

こうせい たろう

厚生 太郎

事業主の種類

⑤産業分類番号

50

事業の具体的内容
(〇〇〇〇〇〇)

⑥労働組合の有無

☒イ あり

☐ロ なし

⑦雇用保険適用事業所番号

99999-99999999-9

定年制の状況

⑧定年

☐イ 定年なし

☒ロ 定年あり（定年年齢 65 歳）

⑨定年の改定予定等

☐イ 改定予定あり（令和 年 月より 歳）

☐ロ 廃止予定あり（令和 年 月に廃止）

☐ハ 改定又は廃止を検討中

☒ニ 改定・廃止予定なし

継続雇用制度の状況

⑩継続雇用制度

☒イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
→a 継続雇用先
(i) 65歳以下(□(イ) 自社 □(ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) □(ハ) 関連会社等)
(ii) 65歳超 (□(イ) 自社 ☒ (ロ) 子会社等 □(ハ) 関連会社等 □(ニ) その他の会社)
→b 対象
→□(イ) 希望者全員を対象 (70 歳まで雇用
更に基準に該当する者を 75 歳まで雇用
(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (☒ (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入
→□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用
(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
□ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)

⑪継続雇用制度の導入・改定予定

☐イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで雇用)
→内容 (□(イ) 経過措置の基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他)
☐ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中
☒ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし

⑫創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)

☐イ 創業支援等措置を実施している
→a 実施している措置 (□(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業)
→b 過半数労働組合等の同意 (□(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない)
→c 対象
→□(イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援
更に基準に該当する者について 歳まで就業支援
・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ))
→□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援
・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ))
☒ロ 創業支援等措置を実施していない (運用により創業支援等を実施する場合を含む)

⑬創業支援等措置の導入・改定予定

☐イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで就業支援)
→内容 (□(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他)
☐ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている (過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む)
☐ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑭65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。)の状況

☐イ 70歳までの希望者全員継続雇用を導入しているため、⑭欄の記入は必要ありません。

☐ロ 70歳を超えて働ける制度を就業規則等に定め(上限年齢を規定していない) 75歳を超えて雇用する慣行がある □(ニ) 予定なし

⑮常用労働者数(うち女性)

総数

300人
(150人)

250人
(125人)

10人
(5人)

10人
(5人)

10人
(5人)

10人
(5人)

6人
(3人)

4人
(2人)

⑯過去1年間の離職者の状況(うち女性)

解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数

2人(うち女性 1人)

うち求職活動支援書を作成した対象者数

2人(うち女性 1人)

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)

(a) 定年到達者の総数
(b) + (c) + (e)

(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)

(c) 継続雇用者数

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数

(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)

(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等

(人)

(人)

(人)

(人)

(人)

(人)

⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)

(a) 定年到達者等の総数
(b) + (c) + (f) + (g)

(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)

(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む。)

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数

(e) うちその他の会社での継続雇用者数

(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)

(g) 業務委託契約締結制度を利用する者

(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者

(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数

(8人
(4人))

(5人
(3人))

(2人
(1人))

(2人
(1人))

(0人
(0人))

(1人
(0人))

(0人
(0人))

(0人
(0人))

(2人
(1人))

⑲経過措置に基づく継続雇用の対象者数(うち女性)

(a) 基準を適用する対象者数

(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数

(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)

(人)

(人)

(人)

(人)

⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)

(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数
(b) + (c) + (d)

(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数

(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)

(8人
(2人))

(1人
(1人))

(1人
(1人))

(1人
(0人))

高年齢者雇用等推進者

役職

総務部長

氏名

労働 次郎

記入担当者

所属及び役職

総務部総務第一係長

氏名

労働 花子

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければなりませんこととされています。（提出期限毎年7月15日）

(注) ⑧・⑩・⑫・⑬・⑭欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑬・⑭欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください（⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。）。

＜記入上の注意点＞
イ ⑭欄(a)に、定年年齢到達者、希望者全員継続雇用の上限年齢到達者及び基準該当者継続雇用の上限年齢到達者の合計数を計上してください。
ロ イの内訳を、(b), (c), (f)に計上してください。

※ 基準該当者継続雇用の上限年齢到達者について
上記イのとおり、該当者は⑭欄(a)及び(b)に計上してください。また、⑭欄(i)に、基準該当者継続雇用の上限年齢到達者数を計上してください。

【記入例（30頁（1））】定年64歳、希望者全員を70歳まで継続雇用の例
＜定年退職者が2名（うち女性1名）、希望者全員継続雇用の上限年齢到達による退職者が2名（うち女性1名）いる場合＞

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿
令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合) ③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地) ④法人番号

かぶしきがいしゃ こうせい 株式会社 厚生 東京都〇〇区△△□-□ 電話番号 99 (5253) 1111 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

⑤産業分類番号 5 0 事業の具体的内容 ⑥労働組合の有無 ⑦雇用保険適用事業所番号

事業の分類 〇〇〇〇〇〇 あり なし 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

⑧定年 ⑨定年の改定予定等

□イ 定年なし ☒ロ 定年あり(定年年齢 64 歳)

□イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳)

□ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止)

□ハ 改定又は廃止を検討中

☒ニ 改定・廃止予定なし

⑩継続雇用制度

☒イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
→a 継続雇用先
(i) 65歳以下(☒イ) 自社 □(ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) □(ハ) 関連会社等
(ii) 65歳超 (☒イ) 自社 □(ロ) 子会社等 □(ハ) 関連会社等 □(ニ) その他の会社)
→b 対象
→ ☒イ(イ) 希望者全員を対象 (70 歳まで雇用
更に基準に該当する者を 歳まで雇用
(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入
→□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用
(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (□(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)
□ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)

⑪継続雇用制度の導入・改定予定

□イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用)
→内容 (□(イ) 経過措置の基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他)
□ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中

☒ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし

⑫創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)

□イ 創業支援等措置を実施している
→a 実施している措置 (□(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業)
→b 過半数労働組合等の同意 (□(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない)
→c 対象
→□(イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援
更に基準に該当する者について 歳まで就業支援
・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ))
→□(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援
・基準の根拠 (□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等のみ))
☒ロ 創業支援等措置を実施していない(運用により創業支援等を実施する場合を含む)

⑬創業支援等措置の導入・改定予定

□イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援)
→内容 (□(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他)
□ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む)
□ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑭65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。)の状況

□イ 必要と認める者等が65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定め(イ) 上限年齢を規定していない

□ロ 必要と認める者等が65歳を超えて雇用する慣行がある □(ニ) 予定なし

⑮常用労働者数(うち女性)

総数

300人(150人)

250人(125人)

10人(5人)

10人(5人)

10人(5人)

10人(5人)

6人(3人)

4人(2人)

⑯過去1年間の離職者の状況(うち女性)

解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2 人(うち女性 1 人)

うち求職活動支援書を作成した対象者数 2 人(うち女性 1 人)

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)

(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (e) 2 人(1 人)

(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等) 2 人(1 人)

(c) 継続雇用者数 0 人(0 人)

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 (人)

(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者) (人)

(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等 (人)

⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)

(a) 定年到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g) + (h) 2 人(1 人)

(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等) 2 人(1 人)

(c) 継続雇用者数(継続雇用を希望しない者等) 0 人(0 人)

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 0 人(0 人)

(e) うちその他の会社での継続雇用者数 0 人(0 人)

(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等) 0 人(0 人)

(g) 業務委託契約締結制度を利用する者 0 人(0 人)

(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者 0 人(0 人)

(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数 2 人(1 人)

⑲経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)(うち女性)

(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d) (人)

(b) 継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等) (人)

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数 (人)

(d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者) (人)

⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)

(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d) (人)

(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者) (人)

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数 (人)

(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者) (人)

高年齢者等雇用等推進者 役 次郎

記入担当者 総務部総務第一係長

氏名 労働 花子

※事業主は、高年齢者等雇用等推進者(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告月15日)

(注) ⑧・⑩・⑫欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑯・⑰・⑱欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。))。

<記入上の注意点>
イ ⑰欄(イ)に、定年年齢到達者数を計上してください。
ロ イの内訳を、⑰欄(b),(c),(e)に計上してください。
ハ ⑱欄(a)及び(b)に希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を計上してください。また、(i)にも当該当事者数を計上してください。

[illegible]

④65歳を超えて働ける制度等（⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。）の状況		☐ イ 自ら ☐ ロ 上司 ☐ ハ 65歳を超えて雇用する慣行がある		⑤と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定める上限年齢を規定していない		⑦65歳までの希望者全員継続雇用を導入しているため、⑩欄の記入は必要ありません。			
⑪常用労働者数（うち女性）	総数 300人 (150人)	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
		250人 (125人)	10人 (5人)	10人 (5人)	10人 (5人)	10人 (5人)	6人 (3人)	4人 (2人)	
⑫過去1年間の離職者の状況（うち女性）	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2人（うち女性 1人） うち求職活動支援書を作成した対象者数 2人（うち女性 1人）								
⑬65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e)) 4人 (2人)	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者等） 2人 (1人)	(c) 継続雇用者数 2人 (1人)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 人 (人)	(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者） 人 (人)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等 人 (人)			
⑭65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 定年到達者等の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h)) 2人 (1人)	(b) 定年退職者数等（継続雇用を希望しない者等） 2人 (1人)	(c) 継続雇用者数（継続雇用を希望しない者を含む。） 0人 (0人)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 0人 (0人)	(e) うちその他の会社での継続雇用者数 0人 (0人)	(f) 定年退職者数等（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等） 0人 (0人)	(g) 業務委託契約を利用する者 0人 (0人)	(h) 社会貢献事業への従事者を利用する者 0人 (0人)	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数 2人 (1人)
⑮経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係）（うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d)) 人 (人)	(b) 継続雇用終了者数等（継続雇用の更新を希望しない者等） 人 (人)			(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数 人 (人)	(d) 継続雇用終了者数等（基準に該当しない者） 人 (人)			
⑯65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d)) 人 (人)	(b) 継続雇用等終了者数等（制度の適用を希望しない者） 人 (人)			(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数 人 (人)	(d) 継続雇用等終了者数等（基準に該当しない者） 人 (人)			
高年齢者雇用等推進者	希望者全員を対象として継続雇用制度を実施しているため、⑩欄の記入は必要ありません。		代表者	記入担当者	所属及び役職	氏名			
※事業主は、高年齢者雇用促進法第15条第1項に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告する。		昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告する。							

＜記入上の注意点＞

- イ ①欄(a)に、定年年齢到達者数を計上してください。
- ロ イの内訳を、①欄(b), (c), (e)に計上してください。
- ハ ③欄(a)及び(b)に希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を計上してください。また、(i)にも当該当者数を計上してください。

【記入例（30頁（2））】定年63歳、希望者全員を65歳まで継続雇用、その後希望者全員が70歳まで創業支援等措置を適用できる例 <定年退職者が2名（うち女性1名）、希望者全員継続雇用制度の上限年齢到達による退職者が2名（うち女性1名）、希望者全員創業支援等措置の上限年齢到達による退職者が2名（うち女性1名）いる場合>																				
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日																				
事業主	①（ふりがな） 名称（法人の場合） 又は 氏名（個人事業の場合）		かぶしきがいしゃ こうせい					②（ふりがな）		こうせい たろう										
	株式会社 厚生							代表者氏名 （法人の場合）		厚生 太郎										
	③ 住所 〔法人にあっては主たる事業所の所在地〕		〒(111-1111) 東京都〇〇区△△□-□ 電話番号 99 (5253) 1111																	
事業主	④ 法人番号		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	⑤ 産業分類番号	50	事業の具体的内容 (〇〇〇〇〇〇)		⑥ 労働組合の有無 ☒ あり ☐ なし		⑦ 雇用保険適用事業所番号 9999-9999999-9													
定年制の状況	⑧ 定年		☐ イ 定年なし ☒ ロ 定年あり（定年年齢 63 歳）																	
	⑨ 定年の改定予定等		☐ イ 改定予定あり（令和 年 月より 歳） ☐ ロ 廃止予定あり（令和 年 月に廃止） ☐ ハ 改定又は廃止を検討中 ☒ ニ 改定・廃止予定なし																	
継続雇用制度の状況	⑩ 継続雇用制度		☒ イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (i) 65歳以下 (☒ イ) 自社 ☐ ロ 親会社・子会社等（以下「子会社等」という） ☐ ハ 関連会社等 (ii) 65歳超 ☐ イ 自社 ☐ ロ 子会社等 ☐ ハ 関連会社等 ☐ ニ その他の会社 →b 対象 → ☒ イ 希望者全員を対象（ 65 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (i) 基準（65歳以下）の根拠（ ☐ a 労使協定を締結して就業規則等に反映 ☐ b 労使協定を締結せず就業規則等のみ） (ii) 基準（65歳超）の根拠（ ☐ a 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ b 労使合意を得ず就業規則等のみ） (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。）に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は（イ）に記入 → ☐ ロ 基準に該当する者を対象（ 歳まで雇用 (i) 基準（65歳以下）の根拠（ ☐ a 労使協定を締結して就業規則等に反映 ☐ b 労使協定を締結せず就業規則等のみ） (ii) 基準（65歳超）の根拠（ ☐ a 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ b 労使合意を得ず就業規則等のみ） ☐ ロ 制度として導入していない（運用により継続雇用を行う場合を含む）																	
	⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定		☐ イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり（令和 年 月より 歳まで雇用） →内容（ ☐ イ 経過措置の基準の廃止 ☐ ロ 新規導入 ☐ ハ 上限年齢の引上げ ☐ ニ その他） ☐ ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ☒ ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし																	
	⑫ 創業支援等措置（65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）		☒ イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置 (☒ イ) 業務委託 (☒ ロ) 自社が実施する社会貢献事業 ☐ ハ 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 ☐ ニ 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 →b 過半数労働組合等の同意 (☒ イ) 同意を得ている ☐ ロ 同意を得ていない →c 対象 → ☒ イ 希望者全員を対象（ 70 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠（ ☐ a 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ b 労使合意を得ず就業規則等のみ） → ☐ ロ 基準に該当する者を対象（ 歳まで就業支援 ・基準の根拠（ ☐ a 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ b 労使合意を得ず就業規則等のみ） ☐ ロ 創業支援等措置を実施していない（運用により創業支援等を実施する場合を含む）																	
⑬ 創業支援等措置の導入・改定予定		☐ イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和 年 月より 歳まで就業支援） →内容（ ☐ イ 対象者限定基準の廃止 ☐ ロ 新規導入 ☐ ハ 上限年齢の引上げ ☐ ニ その他） ☐ ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む） ☐ ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし																		

⑭ 65歳を超えて働ける制度等（⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。）の状況	☐ イ あり ☐ ロ ない		70歳までの希望者全員を対象とした創業支援等措置を導入しているため、⑭欄の記入は必要ありません。							
⑮ 常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～		
	300人 (150人)	250人 (125人)	10人 (5人)	10人 (5人)	10人 (5人)	10人 (5人)	6人 (3人)	4人 (2人)		
⑯ 過去1年間の離職者の状況（うち女性）	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2人（うち女性 1人） うち求職活動支援書を作成した対象者数 2人（うち女性 1人）									
⑰ 65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (e)	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者等）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等				
	2人 (1人)	2人 (1人)	(人)	(人)	(人)	(人)				
⑱ 65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 定年到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g)	(b) 定年退職者数等（継続雇用を希望しない者等）	(c) 継続雇用者数（継続雇用の更新を含む。）	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社等での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等）	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数	
	4人 (2人)	4人 (2人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	2人 (1人)
⑲ 経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用終了者数等（継続雇用の更新を希望しない者等）				(c) 基準の適用状況	(i) 欄に65歳までの希望者全員継続雇用の上限年齢到達者は計上しません。			
	(人)	(人)				(人)	(人)			
⑳ 65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用等終了者数等（制度の適用を希望しない者）				(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d) 継続雇用等終了者数等（基準に該当しない者）			
	(人)	(人)				(人)	(人)			
高年齢者雇用等推進者	名	次郎	記入担当者	総務部総務第一係長				氏名	労働 花子	

※事業主は、高年齢者雇用等推進者（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告月15日）

（注）⑧・⑩・⑫・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください（⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。）。

<記入上の注意点>

- イ ⑭欄(a)に、定年年齢到達者数を計上してください。
- ロ イの内訳を、(b), (c), (e)に計上してください。
- ハ ⑱欄(a)に希望者全員継続雇用の上限年齢到達者数を計上してください。
- ニ ハの内訳を、(b)～(h)に計上してください。
- ホ ⑱欄(a)及び(b)に希望者全員創業支援等措置の上限年齢到達者数を計上してください。また、(i)にも当該該当者数を計上してください。

【記入例（30頁（2））】定年63歳、希望者全員を65歳まで継続雇用、その後希望者全員が70歳まで創業支援等措置を適用できる例 <定年退職者が2名（うち女性1名）、希望者全員継続雇用制度の上限年齢到達による退職者が2名（うち女性1名）、希望者全員創業支援等措置の上限年齢到達による退職者が2名（うち女性1名）かつ、希望者全員継続雇用制度により継続雇用された者が2名（うち女性1名）、希望者全員創業支援等措置の制度利用者が2名（うち女性1名）いる場合>																				
事業主	名称（法人の場合）又は氏名（個人事業の場合）		株式会社 厚生							代表者氏名（法人の場合）		厚生 太郎								
	③住所 〔法人にあっては主たる事業所の所在地〕		〒(111-1111) 東京都〇〇区△△□-□ 電話番号 99 (5253) 1111																	
	④法人番号		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
事業の種類	⑤産業分類番号	5	0	事業の具体的内容 (〇〇〇〇〇〇)		⑥労働組合の有無	☒ あり ☐ なし	⑦雇用保険適用事業所番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	⑧定年		☐ イ 定年なし ☒ ロ 定年あり（定年年齢 63 歳）																	
定年制の状況	⑨定年の改定予定等		☐ イ 改定予定あり（令和 年 月より 歳） ☐ ロ 廃止予定あり（令和 年 月に廃止） ☐ ハ 改定又は廃止を検討中 ☒ ニ 改定・廃止予定なし																	
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度		☒ イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (i) 65歳以下 (☒ イ) 自社 ☐ ロ 親会社・子会社等（以下「子会社等」という） ☐ ハ 関連会社等） (ii) 65歳超 ☐ イ 自社 ☐ ロ 子会社等 ☐ ハ 関連会社等 ☐ ニ その他の会社） →b 対象 → ☒ イ 希望者全員を対象（ 65 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (i) 基準（65歳以下）の根拠（ ☐ a 労使協定を締結して就業規則等に反映 ☐ b 労使協定を締結せず就業規則等のみ） (ii) 基準（65歳超）の根拠（ ☐ a 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ b 労使合意を得ず就業規則等のみ） (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。）に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は（イ）に記入 → ☐ ロ 基準に該当する者を対象（ 歳まで雇用 (i) 基準（65歳以下）の根拠（ ☐ a 労使協定を締結して就業規則等に反映 ☐ b 労使協定を締結せず就業規則等のみ） (ii) 基準（65歳超）の根拠（ ☐ a 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ b 労使合意を得ず就業規則等のみ） ☐ ロ 制度として導入していない（運用により継続雇用を行う場合を含む）																	
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定		☐ イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり（令和 年 月より 歳まで雇用） →内容（ ☐ イ 経過措置の基準の廃止 ☐ ロ 新規導入 ☐ ハ 上限年齢の引上げ ☐ ニ その他） ☐ ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ☒ ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし																	
	⑫創業支援等措置（65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）		☒ イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置 (☒ イ) 業務委託 (☒ ロ) 自社が実施する社会貢献事業 ☐ ハ 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 ☐ ニ 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 →b 過半数労働組合等の同意 (☒ イ) 同意を得ている ☐ ロ 同意を得ていない →c 対象 → ☒ イ 希望者全員を対象（ 70 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠（ ☐ a 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ b 労使合意を得ず就業規則等のみ） → ☐ ロ 基準に該当する者を対象（ 歳まで就業支援 ・基準の根拠（ ☐ a 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ b 労使合意を得ず就業規則等のみ） ☐ ロ 創業支援等措置を実施していない（運用により創業支援等を実施する場合を含む）																	
⑬創業支援等措置の導入・改定予定		☐ イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和 年 月より 歳まで就業支援） →内容（ ☐ イ 対象者限定基準の廃止 ☐ ロ 新規導入 ☐ ハ 上限年齢の引上げ ☐ ニ その他） ☐ ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む） ☐ ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし																		

⑭65歳を超えて働ける制度等（⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。）の状況	☐ イ 自社が定めた年齢を超えて働ける者等が65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定め（年齢を規定していない） ☐ ロ 65歳を超えて働ける者等が65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定め（年齢を規定していない）	70歳までの希望者全員を対象とした創業支援等措置を導入しているため、⑭欄の記入は必要ありません。																	
⑮常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～											
	300人 (150人)	250人 (125人)	10人 (5人)	10人 (5人)	10人 (5人)	10人 (5人)	6人 (3人)	4人 (2人)											
⑯過去1年間の離職者の状況（うち女性）	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2人（うち女性 1人） うち求職活動支援書を作成した対象者数 2人（うち女性 1人）																		
⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (e)	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者等）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等													
	4人 (2人)	2人 (1人)	2人 (1人)	(人)	(人)	(人)													
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 定年到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g)	(b) 定年退職者数等（継続雇用を希望しない者等）	(c) 継続雇用者数（継続雇用の更新を含む。）	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等）	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数										
	6人 (3人)	4人 (2人)	(人)	(人)	(人)	0人 (0人)	1人 (1人)	1人 (0人)	2人 (1人)										
⑲経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用終了者数等（継続雇用の更新を希望しない者等）					(c) 基準の適用が終了した者の数	(i) 欄に65歳までの希望者全員継続雇用の上限年齢到達者は計上しません。											
	(人)	(人)					(人)	(人)											
⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況（うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用等終了者数等（制度の適用を希望しない者）					(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d) 継続雇用等終了者数等（基準に該当しない者）											
	(人)	(人)					(人)	(人)											
高年齢者雇用等推進者	名	次郎		記入担当者		所属及び役職		氏名 労働 花子											

※事業主は、高年齢者雇用等推進者（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告月15日）

(注) ⑧・⑩・⑫・⑬は、65歳を超えて働ける制度が導入されており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑰欄は、65歳を超えて働ける制度が導入されていない場合や、⑧・⑩・⑫・⑬・⑰・⑱欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください（⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。）。

<記入上の注意点>

- イ ⑰欄(a)に、定年年齢到達者数を計上してください。
- ロ イの内訳を、(b)、(c)、(e)に計上してください。
- ハ ⑱欄(a)に希望者全員継続雇用の上限年齢到達者数を計上してください。
- ニ ハの内訳を、(b)～(h)に計上してください。
- ホ ⑱欄(a)及び(b)に希望者全員創業支援等措置の上限年齢到達者数を計上してください。また、(i)にも当該該当者数を計上してください。